

事務連絡
平成23年6月3日

(独) 雇用・能力開発機構
住宅譲渡部長 殿

厚生労働省職業安定局総務課長補佐

東日本大震災による被害に伴う被災者の雇用促進住宅の入居対象者のうち、福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者の取扱について

東日本大震災による被害に伴う被災者の雇用促進住宅（以下「住宅」という。）の入居対象者のうち、福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者（以下「原発避難者」という。）の取扱については、平成23年4月28日付事務連絡「東日本大震災による被害に伴う被災者の雇用促進住宅の取扱について」により、当面の間の措置として従前の取扱を可能としていたところです。

既に、福島第一原子力発電所の事故発生から概ね3か月が経過し、この間、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（H23.5.17 原子力災害対策本部決定）が決定される等、原子力被災者及び福島県並びに関係市町村への支援の取組が進められているところです。

こうした状況に鑑み、今般、上記事務連絡を下記のとおり改正するので、貴職においては、遺漏なきよう取扱方お願いします。

なお、既に自主避難を含む避難者として入居している者についても、上記趣旨を踏まえ、確認及び適切な取扱方併せてお願いします。

記

本文中「避難者の取扱について、下記のとおりとしますが、当面の間は従来どおりの取扱として差し支えないことを申し添えます」を「避難者の取扱について、下記のとおりとしますが（ただし、当面の間、福島県内に居住していたと認められる者も避難者に含める）」

照会先

職業安定局総務課 松竹・井上・今村

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 5737)

直通 : 03-3502-6768

F A X : 03-3502-2606